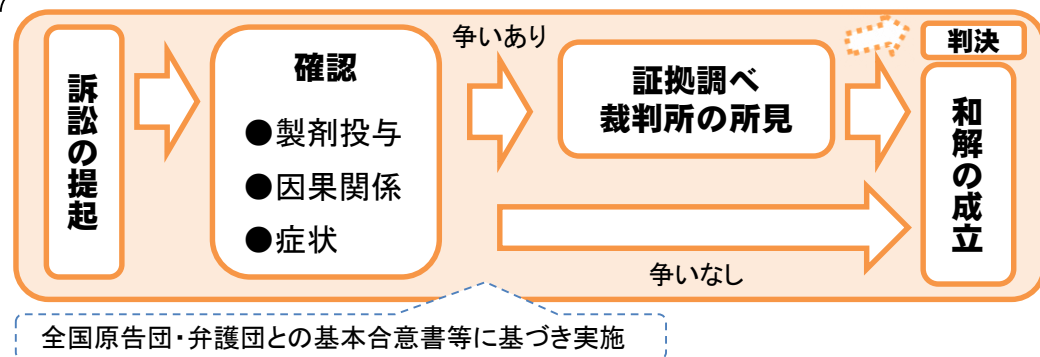
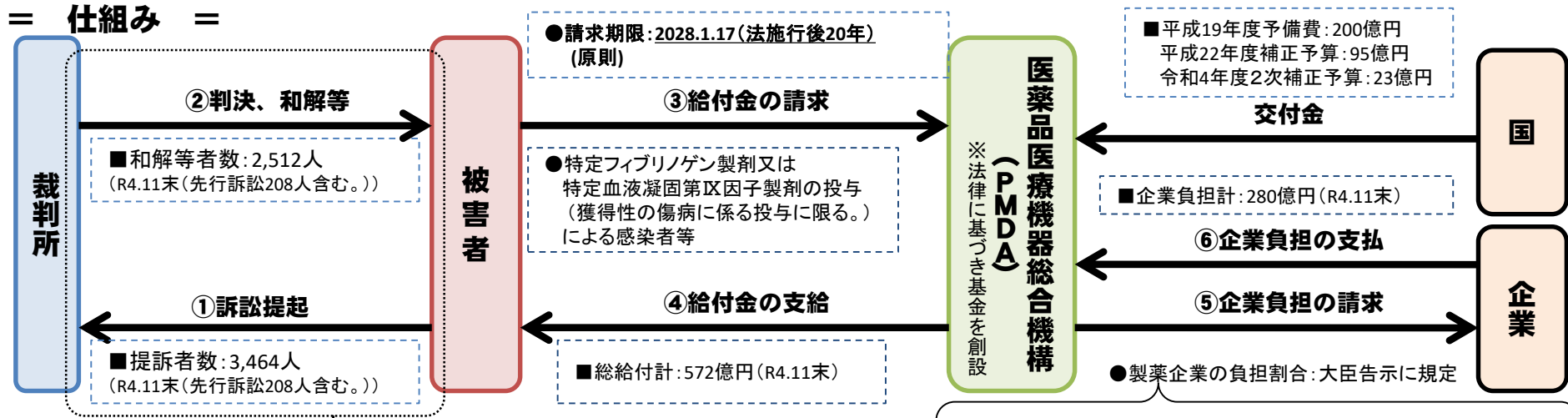


C型肝炎救済特別措置法について

■C型肝炎救済特別措置法とは

- C型肝炎訴訟は、5つの地方裁判所で、製薬企業や国が責任を負うべき期間や製剤の種類等の判断が分かれたことから、感染被害者の製剤投与の時期を問わない早期・一律救済の要請にこたえるべく、議員立法により施行（平成20年1月16日）。
 - 特定の血液製剤（特定フィブリノゲン製剤、特定血液凝固第Ⅸ因子製剤）の投与を受けたことによって、C型肝炎ウイルスに感染された方又は相続人に対し、症状に応じて給付金を支給。給付金の支給後20年以内に症状が進行した場合、差額を追加給付金として支給。
- 【給付内容】肝がん・肝硬変、死亡（劇症肝炎等に罹患した場合を含む）：4,000万円 慢性肝炎：2,000万円 無症候性キャリア：1,200万円
- 給付を受けようとする者は、国を相手方とする訴訟を提起し、給付対象者であることを裁判手続の中で確認。確認されたら証明資料（判決、和解等）と併せて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に請求を行う。
- 請求又はその前提となる訴えの提起等は、**2028年(R10年)1月17日まで(法施行後20年)**に行わなければならない。

= 仕組み =



製薬企業	製剤名	投与時期 割合
田辺三菱製薬	特定フィブリノゲン製剤 (フィブリノゲン-BBank、 フィブリノゲン-ミドリ、 フィブリノゲン-ミドリ、 フィブリノゲンHT-ミドリ)	S60.8.21～S62.4.21 10/10
		S62.4.22～S63.6.23 2/3
	特定血液凝固第Ⅸ因子製剤 (コーナイン、クリスマシン、 クリスマシン-HT)	S59.1.1～ 10/10
日本製薬(武田薬品工業へ承継)	特定血液凝固第Ⅸ因子製剤 (PPSB-ニチヤク)	S59.1.1～ 10/10